

《 視覚障害者の雇用促進に関して》

ヘルスキーパー制度導入の推進について

わが国では伝統的に視覚障害者の天職でありましたいわゆる三療といわれる「鍼灸マッサージ」ですが、規制が緩和された事もあり近年養成専門学校が急増して晴眼者による三療従事者が急増しています。そして、それにもまして三療を職業とするためには法に基づく国家資格が必要であるにも関わらずいろんな名称を使った無資格類似業者が巷に溢れています。

その影響を受けて近年、廃業に追い込まれる視覚障害者が増加しています。

現在、視覚障害者の就業率は他の障害者に比べて低いといわれています。一般企業内においても視覚障害者の働く分野が少ないのが現実です。

いま視覚障害者の自律と生活安定を目的として就業率を上げる必要があります。

市内の企業及び官公庁に「ヘルスキーパー制度」導入を促進するような規定を条例に盛り込むことはできないでしょうか？ただしその際、現在別府市内で個人経営をしている視覚障害者に対する配慮も必要かと思われます。

ご検討のほどよろしく申し上げます。

1. ヘルスキーパー制度とは

企業が職員の健康管理、疲労回復、疾病の予防などのためにマッサージ施設を設け、あん摩、マッサージ指圧師等の免許（国家資格）を保有する者（ヘルスキーパー）を採用し、マッサージなどを施す制度です。

2. ヘルスキーパー制度の導入の効果

企業で働く者にとって、リストラの不安、仕事の高密度化などから、心と体に多大なストレスを感じ、それが積み重なって疾病を引き起こす例も少なくありません。特に、職場における情報機器の普及に伴い、長時間にわたるパソコンの操作からくる眼精疲労、首・肩・腕・腰などのこりや痛みなどを訴える者が増えており、これらの治療にマッサージは大変効果的だといわれています。

一方、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正（平成10年7月）に伴い、障害者の法定雇用率が1.8%に引き上げられたことから、各企業では法定雇用率の確保を目指し障害者の雇用と定着に努めています。

これらの状況を踏まえ、企業内にマッサージ施設を設け、職員を対象にした低料金によるマッサージを行うことは、職員の健康管理、疲労回復、疾病の予防、メンタルヘルスの観点と、障害者雇用の促進をはかれるなど多くの効果が期待できます。